

平成 2 8 年

9 月 定例会提案議案概要

8 月 2 5 日送付

2 8 議案

- ・ 専決処分 1 議案
- ・ 補正予算 1 議案
- ・ 決算認定 1 1 議案
- ・ 条例 5 議案
- ・ 事件議案 3 議案
- ・ 人事案件 7 議案

専決処分予算関係

■8/12 付専決

議案第 68 号 専決処分手項の承認を求めることについて（専決第 3 号）

平成 28 年度長浜市一般会計補正予算（第 2 号）

【内容】

法人市民税の還付額が増加し、当初予算額を超えたことから、市税還付金を追加しました。

歳入 繰越金の増額（59,000 千円）

歳出 市税還付金の増額（59,000 千円）

※予算総額を 59,000 千円増額

補正予算関係

議案第 69 号 平成 28 年度長浜市一般会計補正予算（第 3 号）

決算関係

議案第 70 号 平成 27 年度長浜市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 71 号 平成 27 年度長浜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 72 号 平成 27 年度長浜市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 73 号 平成 27 年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 74 号 平成 27 年度長浜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 75 号 平成 27 年度長浜市休日急患診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 76 号 平成 27 年度長浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 77 号 平成 27 年度長浜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 78 号 平成 27 年度長浜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 79 号 平成 27 年度長浜市病院事業会計決算の認定について

議案第 80 号 平成 27 年度長浜市老人保健施設事業会計決算の認定について

条例関係

所管課	内 容
生涯学習課	<u>議案第 81 号 長浜市市民まちづくりセンター条例の制定について</u> 現在、市内 18 公民館は社会教育法に基づき設置されており、営利活動等の制限があることから、コミュニティビジネス等の有償サービスの提供など地域課題に対応した施設運営が困難となっています。 今回、地域住民主体による地域に応じた弾力的な施設運営と、施設を活用した特色あるまちづくりを推進すべく、全公民館を市民まちづくりセンターへと転換するため、条例を制定するものです。 【施設の名称】〇〇公民館 → 〇〇まちづくりセンター 【事業内容】①市民主体の住みよく特色あるまちづくりを進めていくために必要となる市民活動の支援及び推進 ②市民と行政による協働の取組の推進

	③生涯学習事業の推進 ④地域課題に対する住民の学習や活動の支援 ⑤地域の情報発信及び地域人材を活用した学習の交流拠点づくり ⑥その他、設置の目的を達成するために必要な事業 【開館時間】現公民館から変更なし 【休館日】木之本まちづくりセンター (現在) 年末年始 (H29～) 日曜日、休日、年末年始 他の 17 施設は現公民館から変更なし 【使用料】現公民館から変更なし 【使用許可手続】現公民館から変更なし 【施行日】平成 29 年 4 月 1 日 【関係条例】長浜市立公民館条例の廃止 長浜市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的 利用に関する条例の一部改正(公民館から市民まちづくりセンター へ改称)										
都市計画課	議案第 82 号 長浜市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例の制定について 滋賀県による県東北部圏域の都市計画区域の再編にあたり、新たに都市計画決定される予定の「長浜北部都市計画区域(非線引き)」に都市計画法に基づく特定用途制限地域を設定することにあわせ、当該地域内において建築基準法に基づく建築物の用途に関する制限を定め、良好な都市環境の形成及び保持に寄与することを目的として、条例を制定するものです。 【本市における特定用途制限地域の種類と制限内容】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>制限内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域産業誘導地区</td><td>風俗施設等の立地を制限</td></tr> <tr> <td>幹線道路沿道指定地区 A</td><td>風俗施設、危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場等の立地を制限</td></tr> <tr> <td>幹線道路沿道指定地区 B</td><td>環境に影響を与える規模の大きな店舗等やホテル、風俗施設、危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場等の立地を制限</td></tr> <tr> <td>田園居住地区</td><td>大規模な商業施設及び工場、遊戯施設・風俗施設等の立地を制限</td></tr> </tbody> </table> 【罰則規定】条例違反の場合、50 万円以下の罰金 【施行日】公布の日から起算して 3 か月を超えない範囲内において規則で定める日	種類	制限内容	地域産業誘導地区	風俗施設等の立地を制限	幹線道路沿道指定地区 A	風俗施設、危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場等の立地を制限	幹線道路沿道指定地区 B	環境に影響を与える規模の大きな店舗等やホテル、風俗施設、危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場等の立地を制限	田園居住地区	大規模な商業施設及び工場、遊戯施設・風俗施設等の立地を制限
種類	制限内容										
地域産業誘導地区	風俗施設等の立地を制限										
幹線道路沿道指定地区 A	風俗施設、危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場等の立地を制限										
幹線道路沿道指定地区 B	環境に影響を与える規模の大きな店舗等やホテル、風俗施設、危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場等の立地を制限										
田園居住地区	大規模な商業施設及び工場、遊戯施設・風俗施設等の立地を制限										
都市計画課	議案第 83 号 長浜市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の制定について 地区計画の区域内における良好な景観保全のため、よりきめ細やかな指導助言を行うことができるよう、景観法に基づき、建築物等の形態意匠の制限に関する条例を制定するものです。										

	【適用区域】長浜駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画において長浜駅東地区として区分された区域 【制限内容】①建築物にあっては、その形態及び意匠並びに外観の色彩は、周辺景観と調和した落ち着きと潤いのあるものとしなければならない。 ②高さ 10 メートル以上の建築物の外壁等の外観の色彩については、マンセル値による数値基準を設けて制限。 ③屋外広告物は、過大にならず周辺環境と調和するよう色彩、大きさ及び設置場所などに配慮し、美観風致を損なわないものとする。 【罰則規定】条例違反の場合、50 万円以下の罰金 他 【施行日】公布の日
都市計画課	議案第 84 号 長浜市特別用途地区建築条例の一部改正について 建築基準法及び同法施行令、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、所要の規定を整備するため、条例の一部を改正するものです。 【改正内容】 (1) 建築基準法改正関係 → 既存建築物に対する制限の適用除外に「移転」を追加 (2) 建築基準法施行令改正関係 → 条ずれ部分の修正 (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律改正関係 → 風俗営業からダンスホール及びナイトクラブが除外されたことに伴い、建築基準法上の用途の位置付けが変更となったため、特別業務地区（第 1 種）において建築制限を受ける建築物の内容を修正 【施行日】公布の日
開発建築指導課	議案第 85 号 長浜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部改正について 都市計画区域の再編及び本市都市計画マスタープランの改定にあわせ、都市計画マスタープランによるまちづくりの実現と移住・定住人口の増加を図るため、都市計画法に基づく開発許可等の基準について改正するものです。 【改正内容】 (1) より良い住宅団地の供給を促進するため、市街化区域及び非線引き区域において道路の築造を伴う開発行為について、開発許可を必要とする最低面積を、現行の 1,000 ㎡から 500 ㎡に引き下げます。 (2) 市街化調整区域においては、既成集落における一戸建住宅の建築を促進するため、 ①一戸建住宅の建築が可能なエリアの指定要件のうち、建築物の敷地相互間の距離が 50 メートル以内で連たんしている条件を削除し、エリアの拡大を図ります。 ②住宅用地の整備に関する新たな開発許可基準を創設します。 ・既存の宅地を複数の住宅地に分割し、一戸建て住宅を建築する行為

	・農地以外の土地を分譲住宅用地とする開発行為 (3) 非線引き区域においては、特定用途制限の設定による秩序あるまちづくりを推進するため、開発許可を必要とする最低面積を、現行の 3,000 m²から 1,000 m²に引き下げします。 【施行日】公布の日から起算して 3 か月を超えない範囲内において規則で定める日
--	---

事件関係

所管課	内 容																
市民活躍課	議案第 86 号 滋賀県市町村交通災害共済組合同規約の変更について 滋賀県市町村交通災害共済組合が行う交通災害共済事業について、近年の加入件数減少に伴い事業継続が困難なことから、平成 29 年度の加入募集を最後に事業廃止されるため、組合同規約の一部を変更するものです。 【加入募集の最終年度】平成 29 年度 【組合の解散】平成 31 年度末 【施 行 日】滋賀県知事の許可があった日																
総合政策課	議案第 87 号 長浜市総合計画の基本構想の策定について 長浜市総合計画の基本構想を策定するにあたり、長浜市総合計画に係る議決に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。																
道路河川課	議案第 88 号 市道の路線の認定について 道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道として認定することにつき、議会の議決を求めるものです。 【認定路線】1 路線 祇園環状 7 号線（新規認定）																
財産活用室	議案第 89 号～第 95 号 上草野財産区管理会の委員の選任について 長浜市財産区管理会条例第 3 条の規定に基づき、次の者を上草野財産区管理会の委員として選任することにつき、議会の同意を求めるものです。 <table border="0"> <tr> <td>【住所】</td><td>【氏名】</td></tr> <tr> <td>長浜市高山町 1 2 8 番地</td><td>高山 藤和 （新任）</td></tr> <tr> <td>長浜市野瀬町 8 8 8 番地</td><td>松井 善和 （新任）</td></tr> <tr> <td>長浜市草野町 1 0 3 番地</td><td>宮元 優 （新任）</td></tr> <tr> <td>長浜市寺師町 1 2 2 番地</td><td>中川 均 （新任）</td></tr> <tr> <td>長浜市西村町 4 7 番地</td><td>本田 一一 （再任）</td></tr> <tr> <td>長浜市太田町 1 2 6 番地</td><td>柴原 隆雄 （新任）</td></tr> <tr> <td>長浜市郷野町 5 1 7 番地</td><td>奥長 裕幸 （再任）</td></tr> </table> 【任期】平成 28 年 10 月 24 日～平成 32 年 10 月 23 日（4 年） 【参考】上草野財産区の保有する土地の面積 山林等 1,909,647 m²	【住所】	【氏名】	長浜市高山町 1 2 8 番地	高山 藤和 （新任）	長浜市野瀬町 8 8 8 番地	松井 善和 （新任）	長浜市草野町 1 0 3 番地	宮元 優 （新任）	長浜市寺師町 1 2 2 番地	中川 均 （新任）	長浜市西村町 4 7 番地	本田 一一 （再任）	長浜市太田町 1 2 6 番地	柴原 隆雄 （新任）	長浜市郷野町 5 1 7 番地	奥長 裕幸 （再任）
【住所】	【氏名】																
長浜市高山町 1 2 8 番地	高山 藤和 （新任）																
長浜市野瀬町 8 8 8 番地	松井 善和 （新任）																
長浜市草野町 1 0 3 番地	宮元 優 （新任）																
長浜市寺師町 1 2 2 番地	中川 均 （新任）																
長浜市西村町 4 7 番地	本田 一一 （再任）																
長浜市太田町 1 2 6 番地	柴原 隆雄 （新任）																
長浜市郷野町 5 1 7 番地	奥長 裕幸 （再任）																

報告関係

- ・ **市長の指定専決**

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく指定専決処分の報告

損害賠償の額を定めることについて 2 件

公用車による事故 (1 件)

市道の管理瑕疵による事故 (1 件)

- ・ **健全化判断比率報告書**

- ・ **資金不足比率報告書**

- ・ **公営企業会計資金不足比率報告書**

- ・ **債権管理条例の運用実績と評価**

- ・ **債権管理条例の運用実績と評価 (病院事業)**

平成27年度 各会計決算額

1 一般会計・特別会計

(単位:円)

会計名	歳入	歳出	歳入歳出差引額	翌年度繰越財源	実質収支額
一般会計	55,697,631,698	53,264,946,430	2,432,685,268	815,818,278	1,616,866,990
※参考 平成26年度一般会計	58,717,313,229	56,941,802,196	1,775,511,033	401,199,437	1,374,311,596
国民健康保険特別会計	14,489,767,554	14,399,921,633	89,845,921	0	89,845,921
診療所特別会計	304,799,799	289,018,584	15,781,215	0	15,781,215
後期高齢者医療保険特別会計	1,210,867,375	1,209,039,702	1,827,673	0	1,827,673
介護保険特別会計	10,586,117,582	10,451,000,397	135,117,185	0	135,117,185
休日急患診療所特別会計	40,679,846	37,262,157	3,417,689	0	3,417,689
公共下水道事業特別会計	5,749,793,801	5,637,489,301	112,304,500	1,834,400	110,470,100
農業集落排水事業特別会計	1,396,979,904	1,396,740,268	239,636	0	239,636
簡易下水道事業特別会計	928,917,677	905,720,712	23,196,965	0	23,196,965

一般会計歳入の状況

(単位:千円、%)

区 分	平成27年度 決算額(A)	平成26年度 決算額(B)	増減率	平成27年度 構成比	平成26年度 構成比
市 税	16,804,356	17,095,053	-1.7	30.2	29.1
分 担 金 及 び 負 担 金	713,140	692,188	3.0	1.3	1.2
使 用 料 及 び 手 数 料	404,623	447,448	-9.6	0.7	0.8
財 産 収 入	250,566	429,975	-41.7	0.4	0.7
寄 附 金	16,642	10,690	55.7	0.0	0.0
繰 入 金	272,321	865,122	-68.5	0.5	1.5
繰 越 金	1,775,511	2,251,419	-21.1	3.2	3.8
諸 収 入	986,273	1,098,303	-10.2	1.8	1.9
自 主 財 源 合 計	21,223,432	22,890,198	-7.3	38.1	39.0
地 方 譲 与 税	425,264	428,304	-0.7	0.8	0.7
利 子 割 交 付 金	25,651	30,126	-14.9	0.0	0.1
配 当 割 交 付 金	80,440	101,495	-20.7	0.1	0.2
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	87,172	64,720	34.7	0.2	0.1
地 方 消 費 税 交 付 金	2,155,006	1,263,745	70.5	3.9	2.2
自 動 車 取 得 税 交 付 金	114,144	65,912	73.2	0.2	0.1
地 方 特 例 交 付 金 等	62,572	60,495	3.4	0.1	0.1
地 方 交 付 税	17,447,732	18,062,190	-3.4	31.3	30.8
交 通 安 全 対 策 交 付 金	18,674	16,296	14.6	0.0	0.0
国 庫 支 出 金	6,655,920	6,784,807	-1.9	12.0	11.6
県 支 出 金	3,527,025	3,341,225	5.6	6.3	5.7
市 債	3,874,600	5,607,800	-30.9	7.0	9.6
依 存 財 源 合 計	34,474,200	35,827,115	-3.8	61.9	61.0
歳 入 合 計	55,697,632	58,717,313	-5.1	100.0	100.0

一般会計歳出の状況

(単位:千円、%)

区 分	平成27年度 決算額(A)	平成26年度 決算額(B)	増減率	平成27年度 構成比	平成26年度 構成比
議 会 費	275,873	267,743	3.0	0.5	0.5
総 務 費	9,267,979	9,463,762	-2.1	17.4	16.6
民 生 費	16,995,168	16,963,485	0.2	31.9	29.8
衛 生 費	4,588,916	5,038,574	-8.9	8.6	8.8
労 働 費	77,210	25,364	204.4	0.1	0.0
農 林 水 産 業 費	2,123,067	1,841,146	15.3	4.0	3.2
商 工 費	889,434	824,182	7.9	1.7	1.4
土 木 費	5,410,544	5,567,912	-2.8	10.2	9.8
消 防 費	2,559,542	2,013,449	27.1	4.8	3.5
教 育 費	5,843,934	7,456,235	-21.6	11.0	13.1
災 害 復 旧 費	36,994	95,472	-61.3	0.1	0.2
公 債 費	5,196,284	7,384,478	-29.6	9.8	13.0
歳 出 合 計	53,264,946	56,941,802	-6.5	100.0	100.0

2 企業会計

(1) 病院事業会計

(単位:円)

収益的収支	収入	支出	平成27年度収支	平成26年度収支
医業収支	13,814,963,436	15,008,914,319	-1,193,950,883	-871,345,658
医業外収支	1,426,348,853	1,070,025,312	356,323,541	419,579,254
特別損益	14,546,436	190,460,331	-175,913,895	-2,840,807,243
合 計	15,255,858,725	16,269,399,962	-1,013,541,237	-3,292,573,647
資本的収支	収入	支出	平成27年度収支	平成26年度収支
資本的収支	3,108,612,560	4,270,237,071	-1,161,624,511	-692,227,672

(2) 老人保健施設事業会計

(単位:円)

収益的収支	収入	支出	平成27年度収支	平成26年度収支
療養収支	407,631,280	383,893,982	23,737,298	-5,334,305
療養外収支	9,182,073	16,514,325	-7,332,252	1,024,752
特別損益	24,508,174	24,448,174	60,000	-25,336,014
合 計	441,321,527	424,856,481	16,465,046	-29,645,567
資本的収支	収入	支出	平成27年度収支	平成26年度収支
資本的収支	0	15,770,981	-15,770,981	-14,169,524

※千円単位による表示の場合、それぞれ四捨五入によるので、端数において合計等は一致しないものがあります。

第68号 平成28年度長浜市一般会計補正予算(第2号)の概要

法人市民税の還付額が増加し、当初予算額を超えたことから、市税還付金を追加しました。
この補正予算は、平成28年8月12日付けで専決処分を行いました。

一般会計

(単位:千円)

区 分	予 算 額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	52,024,199	10,544,232	1,028,300	2,884,718	37,566,949
専決補正予算額(第2号)	59,000				59,000
補正後予算額	52,083,199	10,544,232	1,028,300	2,884,718	37,625,949

○市税還付金

還付見込額の増加

59,000

当初予算 60,000千円＋補正予算額 59,000千円＝補正後予算額 119,000千円

8月法人市民税還付予定額 58,288千円

第69号 平成28年度長浜市一般会計補正予算(第3号)の概要

一般会計

(単位:千円)

区 分	予 算 額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	52,083,199	10,544,232	1,028,300	2,884,718	37,625,949
9月補正予算額(第3号)	365,842	59,235	66,500	8,000	232,107
					減債基金繰入金 -1,275,760 前年度繰越金 1,507,867
補正後予算額	52,449,041	10,603,467	1,094,800	2,892,718	37,858,056

1. 補助採択によるもの

61,039

○しょうがい福祉施設整備支援事業	グループホーム施設、初期備品整備補助	3,000【基金:3,000】
○地域介護・福祉空間整備事業	地域密着型サービス施設整備補助 介護ロボット等導入促進補助	46,839【国:3,661】 【県:43,178】
○保育所運営支援事業	民間保育所業務効率化支援補助	11,200【国:8,400】

2. 年度内に新たに予算措置が必要となったもの

135,026

○公民館整備事業	北郷里公民館用地整備工事	70,000【市債:66,500】
○予防接種事業	B型肝炎ワクチン接種委託	14,069
○宿泊・滞在型観光推進事業	小谷城SIC開通に伴う観光キャンペーン、観光 看板設置経費	5,000
○アグリビジネス推進事業	小谷城SIC周辺6次産業化拠点構想策定	5,000【基金:5,000】
○農地・水・環境保全向上対策事業	水路、農道等の保全管理活動支援（7集落） （鳥羽上南、洞戸、北布施、川並、国安、菅浦、黒山）	2,713【県:2,034】
○中山間地域活性化推進事業	耕作放棄地発生防止等活動支援（2集落） （上野、高畑）	2,944【県:1,962】
○林業振興対策事業	林業6次産業化モデル事業企画検討業務	7,000
○スマートインター整備事業	小谷城SIC開通記念式典、利用促進PR	3,000
○河川改良事業	平田川頭首工改良詳細設計	15,500
○雪寒対策	市道大門南池線消雪設備調査・設計	9,800

3. 決算の確定に伴うもの

85,000

○国庫県支出金精算還付金	前年度決算確定に伴う超過受入額精算	85,000
--------------	-------------------	--------

4. 基金の積立

84,777

○公共施設等整備基金積立金		84,777
---------------	--	--------

■繰越明許費

○公民館整備事業	北郷里公民館用地整備工事	70,000	市民協働部生涯学習課
○長浜駅周辺整備事業	公共歩廊、都市計画道路整備	258,507	産業観光部長浜駅周辺まちなか活性化室

■債務負担行為

○小谷城スマートIC周辺6次産業化拠点構想策定支援業務(H29)	10,000	産業観光部商工振興課
----------------------------------	--------	------------